

日本スポーツ法学会 会報 第52号

2019年(平成31年)4月16日

日本スポーツ法学会事務局

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目14番16号

西天満パークビル3号館9階 アスカ法律事務所内

TEL:06-6365-5312 FAX:06-6365-5199

E-MAIL: info.jsla@gmail.com

WEB (http://jsla.gr.jp)

発行人 井上洋一

編集人 川井圭司

ご挨拶

副会長 齋藤健司

(筑波大学体育系教授)

日頃から「スポーツ法学とはどのような研究をする分野ですか」とよく聞かれることがあります。以前は、「例えばスポーツ事故をめぐる法的責任や裁判の判例研究などがありますね」とお答えしていました。また、「スポーツ振興法という特別な法律もあるのですよ」と説明すると、「そんな法律もあるのですね」と驚かれる人さえいました。ところが最近はスポーツ法学を説明する題材には事欠かなくなってきました。スポーツ基本法、アンチ・ドーピング、オリンピック・エンブレム、スポーツ振興投票(スポーツくじ)、スポーツ仲裁、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンス、暴力や体罰問題、ハラスメント、第三者委員会などなど、どれも社会一般の話題として注目を集め、法的な問題がクローズアップされるようになってきました。

そして、2011年にスポーツ基本法が制定され、東京オリンピック・パラリンピックまであと一年と迫るなかで、このようなスポーツ法と関係する出来事や動きがさらに加速し、徐々に制度化も進むようになってきました。例えば、2018年6月には「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が制定され、スポーツ基本法の特別法が誕生しました。今後、スポーツ法の特殊法としての体系がスポーツ基本法を中心に少しずつ進み、様々な法制度が整備されていくことが予想されます。しかしながら、ドーピング防止活動促進法の制定に伴い「国際競技大会等出場スポーツ選手」「スポーツ競技会運営団体」などの新たな用語も規定されましたが、スポーツ法の体系の中にこれらの具体的で限定的な用語がどのように位置づけるのか議論も少なく、不確かな部分も見受けられます。

また、2018年12月に策定された「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」の一環として、スポーツ基本法第5条第2項と関連して「スポーツ団体ガバナンスコード」や「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の設置が検討されています。しかしながら、スポーツ団体の自治や結社の自由との関係、行政とスポーツ団体との間の権力分立または相互関係などについてスポーツ法学の視点から十分な議論はまだ行われていません。オリンピックの招致開催や、近年のスポーツ団体の不祥事を理由にスポーツ界への法の支配を強めようとする論理のようなものが先行し、スポーツをめぐる統治あるいは協働の在り方やスポーツの自由を保護するための原理原則の検討は先送りになっているようにも思えます。

このようなスポーツ法の変革と推進の動向に直面する中で、いま日本スポーツ法学会に求められているのは、スポーツ法やスポーツ権に関して豊かな論争を展開し、スポーツ法の理念や原理原則をあらためて考究し、個別の事案の根本を問い直し、スポーツ文化や人間社会の発展に真に貢献する学問としてさらに発展していくことではないかと考えます。そのためにも、会員の皆様のさらなる研究のご発展を期待したいと思います。

第26回学会大会 報告

2018年12月15日(土)、第26回学会大会が同志社大学新町キャンパスにて開催された。今大会は、スポーツ界でも問題となる性差別やジェンダーの平等に焦点を当て、「日本のスポーツとジェンダー—国際的視点から見た課題」というテーマが設定された。午前には3会場で計15題の自由研究発表が行われ、午後は総会に続いてシンポジウムが開催された。シンポジウムでは、前半に5名のパネリストから6つの報告があり、後半にフロアーからの質問を含め、ディスカッション

が展開された。

1人目の八木由里会員（弁護士）からは、「スポーツ連盟およびスポーツ仲裁におけるジェンダー」について報告がされた。八木会員は、選手及び弁護士として関わっている馬術連盟やスポーツ仲裁において女性がどのように活躍しているのかということを経験及び自身の経験知を用いて検討した。国際及び国内の馬術連盟における重要なポジションに就く女性の割合が低いことやその理由、そしてその割合を高くするための方法について、八木会員は明確な答えを持ち合わせていないとしながらも、女性であることを理由に重要なポジションに挑戦することを諦めず、一人ひとりが特性を活かし、失敗を恐れず、挑戦することが重要であると力強く報告を終えた。

2人目のアンソニー・スード氏（オーストラリア弁護士）（Anthony Lo Surdo SC）からは、「スポーツ団体とスポーツ仲裁におけるジェンダー（Gender in Sports Federations and Sports Arbitration）」について報告がされた。スード氏は、スポーツ仲裁裁判所（CAS）及びスポーツ仲裁国際理事会（ICAS）やオーストラリア・ラグビーリーグ（NRL）を始め、オーストラリア・サッカーリーグ（AFL）、オーストラリア・サッカー連盟（FFA）、NSWサッカー協会（Football NSW）等の司法委員会への女性の参画状況を検討した。なかでも伝統的な男性スポーツであるラグビーとサッカーの関係組織であるNRLとAFLの司法委員会が男性のみで構成されていることについて、スード氏は、最近の女性プロ競技の導入によってラグビーに参加する女性の数が増えれば、司法委員会のジェンダー構成は変化するとの見解を述べた。

3人目の河合美香氏（龍谷大学）からは、「女性アスリートのキャリア形成」について報告がされた。河合氏は、陸上長距離選手から研究者及び指導者に転進した自身のキャリア形成過程をジェンダーの視点から紹介してから、女性指導者の現状、女性スポーツの歴史及び女性アスリートの課題について説明した。なかでも女性アスリートの課題の説明において、河合氏は、女子長距離選手を中心に貧血治療のために用いられている鉄剤注射をパフォーマンス向上を目的として積極的に投与する問題について、指導者の関与が女子選手

の人権侵害にあたることを指摘した。

4人目の村木真紀氏（NPO法人虹色ダイバーシティ代表）からは、「アスリートと性的マイノリティ（LGBT）」について報告がされた。村木氏は、企業やスポーツ組織によるLGBTフレンドリーの取組の具体例を始め、諸外国における同性愛に関する法整備の状況、日本におけるLGBTを取巻く法整備の現状、地方自治体によるLGBTに関する法整備の現状及び取組等を中心に紹介した。なかでも日本におけるLGBTを取巻く法整備の現状の紹介において、村木氏は、職場や学校における差別を禁止する法律及び同性婚を可能にする法律の未整備や性別変更を可能にする法律の要件の厳しさを指摘した。最後に、LGBTを含めすべての人を排除しないためにスポーツができることとして、スポーツ関係組織や施設が性差別をしないことを宣言することと、スポーツ指導者・関係者がLGBTに関する基礎的な知識をもつことが強調された。

5人目の石堂典秀会員（中京大学法務総合教育研究機構）からは、「アスリートとハラスメント・暴力への対策」について報告がされた。石堂氏は、国際オリンピック委員会（IOC）、アメリカ、イギリス及びオーストラリアにおけるいじめ、虐待及びハラスメントに関わる法制度について検討した。日本の検討において、石堂氏は、いじめ、虐待及びハラスメントを対象とする包括的な法整備がなされていない現状を指摘した。また、スポーツにおける暴力及びハラスメントへの対策において重要且つ基本的な視点として、①スポーツ界には基本的に暴力及びハラスメントが存在すること、②加害者のみならず組織の問題・責任として捉えること、③暴力及びハラスメントを受容する意識は人権意識の低下したスポーツ環境にあること、④多様なスポーツ指導者を育成及び採用することによって多様なスポーツ環境を作り出すこと、⑤アスリートの意見が反映される制度を設計することが強調された。

最後に再び、スード氏からは、「ハラスメント・虐待・暴力からの選手保護—オーストラリアの状況—（The Protection of Athletes Against Harassment, Abuse and Violence an Australian Perspective）」について報告がされた。スード氏は、オーストラリアのスポーツにおけるアスリートや関係者へのハラスメント等を撲滅しようとする国及びスポーツ関係団体の法的取組を紹介し、それらの取組がオーストラリアにおけるスポーツコミュニティの人々の福祉だけでなく、オーストラリアが重んじる「相互の尊重や、寛容、フェアプレー、困っている人への配慮や公益の追及を含む平等主義の精神」に繋がっていることを強調した。

後半のディスカッションは、報告者が会場からの質問や意見等に回答する形式で展開され、今大会も盛会のうちに終了した。

（文責：新井喜代加）



夏期合同研究会のお知らせ

テーマ：スポーツ団体の民主的運営とガバナンス

日時：2019年7月13日（土）13時開始（予定）

場所：アオーレ長岡

（新潟県長岡市大手通1丁目4番地10）



東京から約1時間30分（新幹線）

金沢から約2時間20分（新幹線+特急）

大阪から約5時間40分（新幹線）

理事会議事要録

◆◆◆◆ 2018年 第4回理事会 ◆◆◆◆

日時：2018年9月29日（土）15時40分～

場所：同志社大学（新町校地・臨光館208教室）
筑波大学（東京キャンパス・432会議室）

出席理事：井上洋一 会長、桂充弘 副会長、齋藤健司 副会長、川井圭司 事務局長、伊東卓、井上圭吾、入澤充、石堂典秀、笠井修、崔光日、境田正樹、白井久明、鈴木知幸、辻口信良、松本泰介、望月浩一郎

委任状提出：浦川道太郎、酒井俊皓、棚村政行、中村祐司、水沢利栄、八木由里

【審議事項】

1. 入退会者の件

以下5名の申し込みが承認された。

- ・本林 徹（弁護士）
- ・佐藤智明（弁護士）
- ・田中尚幸（弁護士）
- ・米山功兼（弁護士）
- ・大野正博（朝日大学）

2. 2018年学会大会の件

白井理事より、登壇者が棚村理事から石堂理事に変更したこと、タイトルは従前のおりで変更がないこと等が報告された。

3. 2019年夏期合同研究会の件

川井事務局長より新潟開催で決定したことが報告された。7月13日（土）の昼過ぎから開催し、その夜に理事会及び懇親会の開催を検討している旨の報告があった。

4. 年報の件

入澤理事より、12月完成を目指して順調に進んでいることが報告された。

5. 会報の件

川井事務局長より、51号が12月3日に発刊予定であることが報告された。

6. 「スポーツ法専門弁護士に求められる役割と資質—プレイヤーの視点も併せて」（仮題）共催の件

笠井理事より、資料4に基づいてドイツにおいて新たにできるスポーツ法専門弁護士について、デッケンブロック氏を招いて講演を実施していただく予定である旨の説明がされた上で、当学会が共催することが諮られ、全員異議なく承認された。

7. スポーツ議員連盟「スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方検討プロジェクトチーム・アドバイザリーボード」について

境田理事より、参考資料に基づいてスポーツ・インテグリティの体制整備の在り方検討PTアドバイザリーボードの発足の経緯や目的について概要が説明された。次回理事会後に研究会を開催し当会内の意見を集約できるよう意見交換を行うこととなった。

8. アジア大会のCASアドホック仲裁人(8-9月・ジャカルタ)について

川井事務局長より、八木理事がアジア大会においてCASのアドホック仲裁のパネルとして担当された事案について情報の共有の提案があり、次回の理事会にて、時間の許す範囲で情報共有の機会を設けることとなった。

9. その他

高松事務局次長より、海外のスポーツ法関連団体とのMOU（覚書）締結に伴う会則変更について、ANZSLA等との提携で入会金を半額にする関係で、会則を検討しなければならないことが説明され、次回理事会以降、具体的な提案を行うことが確認された。

◆◆◆◆ 2018年 第5回理事会 ◆◆◆◆

日時：2018年10月27日（土）15時00分～

場所：同志社大学（新町校地・臨光館208教室）
筑波大学（東京キャンパス・320講義室）

出席理事：井上洋一会長、齋藤健司副会長、川井圭司事務局長、伊東卓、浦川道太郎、石堂典秀、笠井修、崔光日、境田正樹、菅原哲朗、辻口信良、望月浩一郎、山崎卓也、八木由里

委任状提出：井上圭吾、入澤充、大橋卓生、酒井俊皓、白井久明、鈴木知幸、棚村政行、平井千貴、松本泰介、水沢利栄、森浩寿、吉田勝光

出席監事：森克己、関谷綾子

【審議事項】

1. 入退会者の件

以下の7名の申し込みが承認された。

- ・貞升彩（千葉大学）
- ・劉セビョク（弁護士）
- ・小川 俊（弁護士）
- ・渡部智己（弁護士）
- ・栗山靖弘（鹿屋体育大学）
- ・大嶽雄輝（弁護士）
- ・氏家規登（早稲田大学）

2. 事業内容・事業報告の件

2018年度会計報告／2019年度予算案、2018年度活動報告／2019年度事業計画（案）につき議論・確認された。

第27回学会大会の会場は同志社大学で開催する旨、決定された。

2019年の夏期合同研究会は、テーマはスポーツ団体の不祥事、ガバナンスとする方針で、現状では、水球、ボクシング、スキー等のスポーツ団体が候補となっていることが報告された。齋藤副会長、武田事務局員を中心に、スポーツ基本法検討委員会・ガバナンス検討委員会にて計画を進めることとなった。

3. 学会大会の件

八木理事より、学会大会当日、CASのアドホック仲裁人が来日しているため、同仲裁人の登壇は可能かと

の提案がなされ、承認された。

6. 自由研究発表の件

理事会開始時点で申し込みのあった15組の発表について承認された。

7. 年報の件

浦川理事より、年報のバックナンバーの利用方法として、学会誌については機関リポジトリ、J-stageを利用してはどうかとの提案がなされた。これについては、齋藤副会長にて調査を実施することとなった。

8. ICSMISE 参加報告の件

石堂理事より、2020年オリ・パラの期間中に横浜で世界の研究者を招き学会大会を開く予定であること、当学会も参加予定であるが、主に山崎理事の提案により、基調報告の内容を①ビジネスと人権、②インテグリティ、③Unicefの子供の権利等のテーマを登壇者と併せて提案している旨の報告がなされた。

併せて、高松事務局次長より、UnicefUKとのプロジェクトに関連して、スポーツにおける子供の権利について、サステナビリティと人権侵害をどう防ぐかについてのシンポジウムが11月20日13時30分より開催される予定であることの報告がなされた。

◆◆◆◆ 2018年 第6回理事会 ◆◆◆◆

日時：2018年12月15日（土）12時15分～

場所：同志社大学新町校舎臨光館212教室

出席理事：井上洋一会長、桂充弘副会長、齋藤健司副会長、川井圭司事務局長、伊東卓、井上圭吾、石堂典秀、大橋卓生、笠井修、崔光日、白井久明、菅原哲朗、鈴木知幸、辻口信良、松本泰介、水沢利栄、吉田勝光

委任状提出：浦川道太郎、入澤充、境田正樹、棚村政行、中村祐司、平井千貴、森浩寿、八木由里

出席監事：森克己

【審議事項】

1. 入退会者の件

以下の3名の申し込みが承認された。

- ・中村規代実（弁護士）
- ・岡筋泰之（弁護士）
- ・大塚 仁（司法修習生）

2. 総会資料の件

2018年度活動報告及び2019年度予算案につき堀田事務局次長から、2019年度事業計画につき川井事務

局長から、説明があり異議なく承認された。

3. 年報の件

川井事務局長から発刊の報告がされた。

4. 会報の件

川井事務局長から今回の総会内容に沿って会報編集予定である旨の報告がされた。

5. 夏季合同研究会の件

川井事務局長から次回の夏季合同研究会を新潟で開催することについて説明がなされた。また、武田事務局員から開催場所（アオーレ長岡）や共催関係（長岡市スポーツ協会）等の予定について補足説明があった。

6. 事務局拡充の件

高松事務局次長から事務局員の増員提案の趣旨（東京弁護士会と横浜弁護士会への会務情報の共有の必要性）について説明があり、東京弁護士会会員（1名）及び横浜弁護士会会員（1名）を拡充することについて、承認された。

7. ICSEMISの件

高松事務局長から2020年のICSEMISの開催に関して報告があった。名称は「2020横浜スポーツ学術会議」、開催日程は2020年9月8日～同年9月12日、開催地は横浜、開催場所はパシフィコ横浜で決定した旨の報告があった。

8. 『標準テキスト・スポーツ法学』印税の件

吉田勝光理事から「標準テキスト・スポーツ法学」(日本スポーツ法学会編)初版及び第2版の印税について、監修者と執筆者への分配することについて提案があり討論がなされた。

9. 契約専門委員会 スポーツと医療に関するWG募集の件

大橋理事から提案趣旨について説明あり（日本スポーツ臨床医学会の医師の多くが、何ら契約書を交わさずにスポーツの現場の活動に従事しているとのことでモデル契約書の作成を検討したいとのこと）。ワーキンググループのメンバーを6名程度募集したいとのアナウンスがあった。

10. スポーツ・ハラスメント啓発冊子の件

PHP研究所担当者（林氏、松本氏）出席のうえ、企画及び依頼趣旨の説明があった。

11. その他

森川名誉理事より学会内で連名共同の報告が増えて

いるが、業績評価に関係するため責任執筆者が分かる形にしてほしいという意見があった。

2019年3月9日（土）ドイツのスポーツ法弁護士の講演会がある旨のアナウンスがあった。

置塩会員出席のうえ陸上競技マガジンの特集（4月）及び連載（5月～1月）担当の報告があった。

2019年 組織体制

会長・理事	井上 洋一（奈良女子大学）
副会長・理事	桂 充弘（弁護士） 齋藤 健司（筑波大学）
事務局長・理事	川井 圭司（同志社大学）
事務局次長	堀田 裕二（弁護士） 合田雄治郎（弁護士） 高松 政裕（弁護士）
理事	井上 圭吾（弁護士） 石堂 典秀（中京大学） 伊東 卓（弁護士） 入澤 充（国土館大学） 浦川道太郎（弁護士） 大橋 卓生（弁護士・金沢工業大学） 笠井 修（中央大学） 崔 光日（尚美学園大学） 酒井 俊皓（弁護士） 境田 正樹（弁護士・東京大学） 佐藤 千春（朝日大学・弁護士） 白井 久明（弁護士） 菅原 哲朗（弁護士） 鈴木 知幸（スポーツ政策創造研究所） 棚村 政行（早稲田大学・弁護士） 辻口 信良（弁護士） 中村 祐司（宇都宮大学） 平井 千貴（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会） 松本 泰介（弁護士・早稲田大学） 水沢 利栄（福井大学） 望月浩一郎（弁護士） 森 浩寿（大東文化大学） 八木 由里（弁護士） 山崎 卓也（弁護士） 吉田 勝光（桐蔭横浜大学）
事務局	相川 大輔（弁護士） 新井喜代加（松本大学） 安藤 尚徳（弁護士） 飯田 研吾（弁護士）

井神 貴仁 (弁護士)
伊丹 郁人 (弁護士)
太田由希奈 (明治神宮外苑アイススケート場)
岡村 英祐 (弁護士)
金刺 廣長 (弁護士)
櫛田 葉子 (公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)
熊谷 耕 (エイデル研究所)
千田 志郎 (総合スポーツ研究所)
武田丈太郎 (新潟医療福祉大学)
中田 誠 (市民スポーツ&文化研究所)
関 允淑 (筑波大学大学院)
村上 拓郎 (エイデル研究所)
監事 森 克己 (鹿屋体育大学)
関谷 綾子 (弁護士)

(順不同、所属は2019年2月16日の理事会資料によるもの)

2019年の予定

1. 学会大会

12月15日(土) 同志社大学

2. 夏季合同研究会

7月13日(土) アオーレ長岡

3. 理事会

2月16日(土) 同志社大学/兼子・岩松法律事務所

4月27日(土) 同志社大学/東京

7月13日(土) アオーレ長岡(夏期合同研究会)

9月28日(土) 同志社大学/東京

10月26日(土) 同志社大学/東京

12月14日(土) 同志社大学(学会大会)

新入会員

- ・本林 徹 (弁護士)
- ・佐藤智明 (弁護士)
- ・田中尚幸 (弁護士)
- ・米山功兼 (弁護士)
- ・大野正博 (朝日大学)
(以上 2018年第4回理事会で承認)
- ・貞升彩 (千葉大学)
- ・劉セビョク (弁護士)
- ・小川 俊 (弁護士)
- ・渡部智己 (弁護士)
- ・栗山靖弘 (鹿屋体育大学)
- ・大嶽雄輝 (弁護士)
- ・氏家規登 (早稲田大学)
(以上 2018年第5回理事会にて承認)
- ・中村規代実 (弁護士)
- ・岡筋泰之 (弁護士)
- ・大塚 仁 (司法修習生)
(以上 2018年第6回理事会にて承認)

